

令和 8 年 8 月 6 日

各 位

館山商工会議所
会頭 安 田 信 之

「令和 8 年熊本地震 災害義援金」へのご協力をお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会議所の運営につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震では、熊本県内に甚大な被害がもたらされました。被災された方々の支援や被災地の復旧・復興に役立てていただくため、熊本県が設けた義援金口座を通じて義援金の寄付を行いたいと存じます。

今般、（一社）千葉県商工会議所連合会が義援金受け入れの取扱いをいたしますので、各会員様におかれましてもご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 金 額 1 口 1, 0 0 0 円

2. 振 込 先 千葉銀行 中央支店 普通預金 4 6 1 8 6 3 6
(口座名義) 令和 8 年熊本地震災害義援金
一般社団法人 千葉県商工会議所連合会

※千葉銀行本支店窓口をご利用の場合、振込手数料は無料です。また、現金振込 200 万円以下の場合は、所定の本人確認は省略されます。

※ATM、インターネットバンキングからのお振込みにつきましては、通常の振込手数料がかかりますので、ご留意ください。

3. 取扱期間 令和 8 年 8 月 17 日（月）から令和 8 年 10 月 23 日（金）まで

4. 本義援金の寄贈先 令和 8 年熊本地震義援金（熊本県）熊本県知事 木村 敬

5. 税制上の取扱い 本義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号「特定寄附金」及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の「国等に対する寄附金」に該当します。
なお、当連合会および熊本県からの領収証は発行されませんので、振込領収書ならびに本趣意書を、申告時まで大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

以 上